

有期雇用特別措置法 第二種計画認定申請書の添付書類について

労働者数	30人以上 申請書（捨印要）+添付書類=全て2部（正・副）	10人以上30人未満 申請書（捨印要）+添付書類=全て2部（正・副）	10人未満 申請書（捨印要）+添付書類=全て2部（正・副）
する書類 雇用管理に関する措置の内容を確認	<p><b>【高年齢者雇用推進者選任の場合】</b></p> <p>①高年齢者雇用状況報告書</p> <p>■注意点</p> <p>※一番下段の「高年齢者雇用推進者」の欄に、選任者氏名の記載があるかご確認ください。</p>	<p><b>【高年齢者雇用推進者選任の場合】</b></p> <p>①高年齢者雇用推進者の任命辞令（任意様式）</p> <p>■注意点</p> <p>※任命日は申請日と同日又は申請日より前の日付で選任してください。</p>	<p><b>【高年齢者雇用推進者選任の場合】</b></p> <p>①高年齢者雇用推進者の任命辞令（任意様式）</p> <p>■注意点</p> <p>※任命日は申請日と同日又は申請日より前の日付で選任してください。</p>
定年関係書類	<p>①就業規則の定年部分及び監督署の受領印のある表紙</p> <p>②労使協定 （労使協定による経過措置を行っている場合）</p> <p>③再雇用規程等（整備している場合）</p> <p>■注意点</p> <p>※高年齢者雇用安定法による雇用確保措置を遵守していますか？法違反等がある場合は、指導を行い、訂正後に再提出をお願いする場合があります。</p> <p>※高年齢者雇用状況報告書の継続雇用制度の記載部分と就業規則の定年に関する規定部分に相違はないですか？</p>	<p>①就業規則の定年部分及び監督署の受領印のある表紙</p> <p>②労使協定 （労使協定による経過措置を行っている場合）</p> <p>③再雇用規程等（整備している場合）</p> <p>■注意点</p> <p>※高年齢者雇用安定法による雇用確保措置を遵守していますか？法違反等がある場合は、指導を行い、訂正後に再提出をお願いする場合があります。</p>	<p>①就業規則の定年部分及び監督署の受領印のある表紙 （届出をしている場合）</p> <p>※就業規則が無い場合には、定年年齢及び定年後の措置を周知している書面の写し（任意様式）</p> <p>②労使協定 （労使協定による経過措置を行っている場合）</p> <p>③再雇用規程等（整備している場合）</p> <p>■注意点</p> <p>※高年齢者雇用安定法による雇用確保措置を遵守していますか？法違反等がある場合は、指導を行い、訂正後に再提出をお願いする場合があります。</p>
交付（共通）	<p>1. 直接交付（労働局にて受け取り）</p> <p>※社労士が代行で提出した場合も認定通知書は事業所に直接交付となるため、事業所担当者の来庁をお願いしております。</p> <p>2. 郵送希望（返信用封筒の準備）</p> <p>※（封筒の重さ+書類（提出書類（副）の重さ）の切手代 + 特定記録郵便代（160円） → 左記料金の切手を返信用封筒に貼ってください。</p> <p>※社労士が代行で提出した場合も、認定通知書は事業所に交付となります。返信用封筒には事業所の住所をご記入願います。</p>		
その他（共通）	<p>※上記書類以外の書類が必要となった場合は、提出をお願いする場合があります。</p> <p style="text-align: right;">問い合わせ先 : 山形労働局雇用環境・均等室 TEL023-624-8228 (担当: 升川・小座間)</p>		